

## 第2章 排水設備の事務

### 第1節 排水設備等の計画確認申請手続等

#### 1 排水設備等の計画確認申請書の添付書類

##### <規則第8条第1項>

条例第4条（条例第14条第2項及び第37条で準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請書は、排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書（第5号様式）とし、正副2部提出しなければならない。

##### <横浜市宅内雨水浸透ます設置促進要綱第4条>

雨水排水設備の設置を行おうとする者は、宅内雨水浸透ます設置検討確認書を市長に提出するものとする。

##### <条例第38条第2項>

排水設備指定工事店は、前項の工事及び改造工事の申込みがあった場合は、規則で定めるところにより、同項の工事及び改造工事の申込みをした者に対し、第4条（第14条第2項において準用する場合を含む。）、第5条（第14条第2項において準用する場合を含む。）、第17条第1項及び第2項、第45条第1号及び第2号並びに第46条の規定の趣旨について、書面を交付して説明しなければならない。この場合において、排水設備指定工事店は、当該説明を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に報告しなければならない。

各区の土木事務所へ提出する排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書（以下「計画確認申請書」という。）に添付する図書は、次のとおりです。

(1) 排水面積及び排水人口による場合

表 2-1

添付書類	区 分 縮 尺	排水人口 1000 人未満		排水人口 1000 人以上
		排 水 面 積 400 m <sup>2</sup> 未 満 (注 1)	排 水 面 積 400 m <sup>2</sup> 以 上 排 水 面 積 1500 m <sup>2</sup> 未 満	排 水 面 積 1500 m <sup>2</sup> 以 上
付近の見取図 (案内図)	適宜(付近の一般的な目標物 (バス停、橋、交番、学校など からの道順を明示)	○	○	○
配 置 図 (平面図)(注 4, 注 5)	原則として 1/400 以上	○	○	○
縦 断 面 図	横は配置図と同じとする。 縦は横の 10 倍以上	○ (注 6)	○	○
排水面積区画割 平 面 図	配置図に準ずる	—	○	○
面積等計算表	—	—	○	—
流 量 表	—	—	—	○ (注 2) (注 3)

(注 1) 排水面積 400 m<sup>2</sup>未満の共同排水設備の場合は、その配置図に敷地ごとの排水面積を記入してください。

(注 2) 排水面積 1500 m<sup>2</sup>以上の場合は、雨水排水管きょ流量表を添付してください。

(注 3) 排水人口が 1000 人以上の場合は、汚水排水管きょ流量表を添付してください。

(注 4) 雨水の排水設備の開きょの部分は、縦断面図を省略することができます。ただし、配置図には開きょの幅、深、勾配及び延長を必ず記入してください。

(注 5) 宅内雨水浸透ますを設置する場合は、平面図に宅内雨水浸透ますと建築物等の隔離、周辺地盤の高低差等を記入してください。

(注 6) 次頁 (P2-3) に該当する場合、縦断面図を省略することができます。

(作成例-1, 作成例-2)

(2) 地下排水槽設置の場合

(1)の区分によるほか、地下排水槽の構造詳細図(平面図、縦断面図)

(3) 設置場所が開発行為等にかかる場合

(1)の区分によるほか、開発行為等の協議成立時に添付した排水面積区画割平面図の写し

(4) 雨水排水設備の設置を行う場合

宅内雨水浸透ます設置検討確認書の提出が原則となっておりますので排水設備計画確認申請書と共に提出してください。

(5) ディスポーザ排水処理システムの設置を行う場合

「横浜市ディスポーザ排水処理システム取扱い要綱」第 7 条に記載の「システムに関する書類」を排水設備計画確認申請書と共に提出してください。

縦断図の省略について

下記条件に全てあてはまる場合に限り、縦断図を省略することができます。

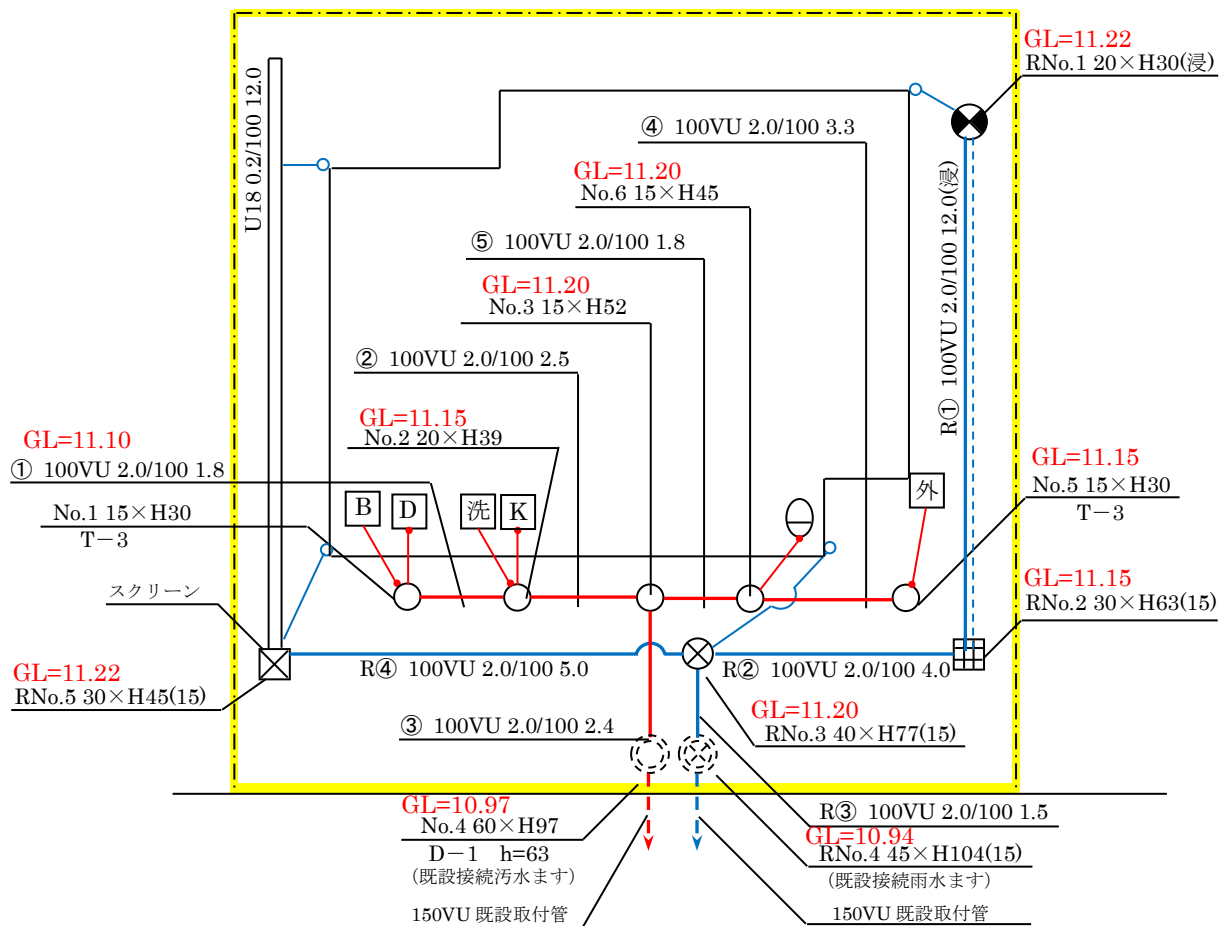
1. 設置区分4（水洗便所新設）であること。
2. 既存の接続桝並びに取付管が引き続き使用できること。
3. 排水の全てが自然流下できること。
4. 排水面積が400m<sup>2</sup>未満であること。

ただし、審査の必要上、縦断図の提出を求めています。

縦断図を省略する場合、平面図の桝に地盤高さを記入してください。

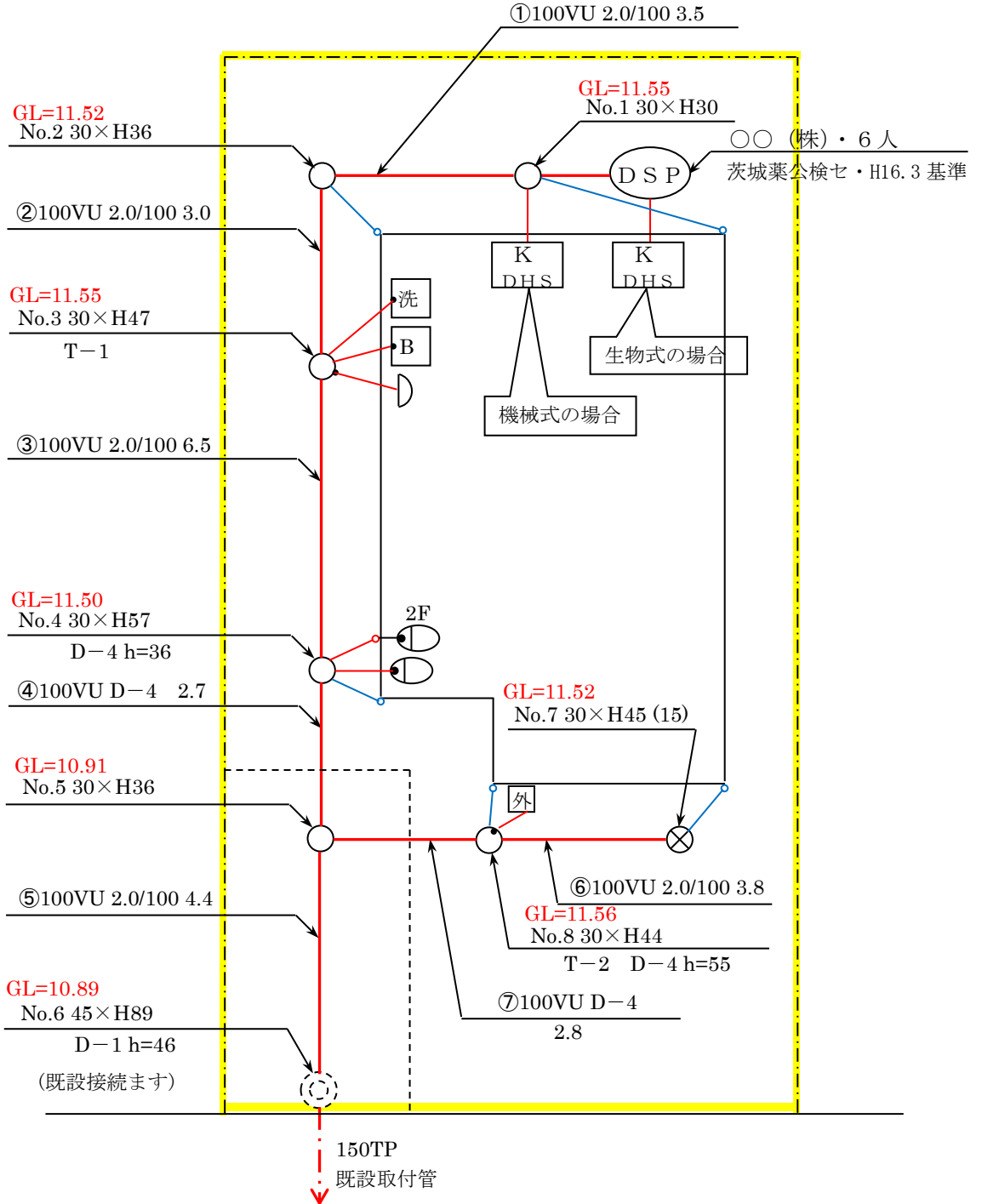
作成例－1

配置図（平面図）



作成例－ 2

配置図 (平面図)



## 2 排水設備等の計画確認申請手続を省略できるもの

次のいずれかに該当する場合は、計画確認申請手続を必要としません。

- (1) 3メートル未満の排水設備の増設又は改築をする場合  
ただし、処理区域内でくみ取便所を水洗便所に改造する工事（以下「水洗便所改造工事」という。）、浄化槽新設工事、し尿浄化槽廃止工事、除害施設設置工事に伴う排水設備の増設又は改築は計画確認申請を必要とします。
- (2) 公共下水道工事（私道対策受託下水道工事を含む。）に伴い接続ますに既設の排水設備を仮に接続する場合

## 3 排水設備等の計画確認申請変更手続

確認を受けた後に、排水区画又は排水系統を変更する等、大規模な変更が生じたときは、「取下げ書」(P2-15)を作成し当初の計画確認申請書の副本を添えて再度確認を受けてください。

ただし、それ以外の軽微な変更については、計画確認申請書の副本の事項の訂正を行うことによりこれに代えることができます。

#### 4 排水設備等の計画確認申請書の設置区分

計画確認申請書の設置区分は次のとおりです。

表 2-2

設置区分（呼称）		工 事 の 内 容
1	排水設備 新設、増設、改築	排水設備の新設、増設、改築工事 (水洗便所の新設・改造、し尿浄化槽の廃止・新設、地下排水槽、除害施設の配置などを伴わない場合に限る。)
2	水洗便所改造	くみ取便所を水洗便所に改造する工事及びこれと同時に行う排水設備工事
3	し尿浄化槽廃止	し尿浄化槽を廃止し直接放流にする工事に伴う排水設備工事
4	水洗便所新設	水洗便所の新設工事に伴う排水設備新設工事（地下排水槽、除害施設の設置などを伴わない場合に限る。)
5	浄化槽 新設	浄化槽を新設する工事に伴う排水設備工事（流末が暗きよの一般下水道の場合に限る。)
6	除外施設 その他	除害施設 設置
	地下排水槽 新設	地下排水槽の新設工事及びこれと同時に行う排水設備工事（流末が公共下水道あるいは暗きよの一般下水道の場合に限る。)
	地域共同浄化槽 利用地域の 水洗便所新設	団地等において、地域共同浄化槽がある地域の水洗便所新設工事に伴う排水設備工事（流末が公共下水道あるいは、暗きよの一般下水道の場合に限る。)

- (1) 「排水設備の新設」とは、水洗便所、浄化槽、地下排水槽、特定施設及び除害施設などの配置を伴わないで、新たにあるいは、既存の排水設備の全部を取り壊して、排水設備を設置することをいいます。
- (2) 「排水設備の増設」とは、既にある排水設備に追加して排水設備を設置することをいいます。
- (3) 「排水設備の改築」とは、排水設備の一部を取り壊し、新たに排水設備を設置することをいいます。
- (4) 「浄化槽新設」の場合、その放流先（流末）の種類により、「計画確認申請書」の取扱が次のようになります。  
暗渠である一般下水道（横浜市が管理する公共下水道以外の下水道）に放流する場合は「計画確認申請書」が必要です。  
また、放流先が河川、水路（開渠<sup>きよ</sup>）及びU字側溝等の場合は、「計画確認申請書」は不要です。  
ただし、どちらの場合も資源循環局への設置届出等は必要です。
- (5) 水質汚濁防止法に定める特定施設や除害施設を設置しているか、若しくは新設する場合は

計画確認申請書の提出に先立ち、環境創造局水・土壌環境課と協議を行い、必要に応じ下水道法又は横浜市下水道条例に基づき特定施設及び除害施設の届出を行い、その旨の確認を平面図（配置図）に受けなければなりません。

水質汚濁防止法に定める特定施設や除害施設が設置される主な業種

{  
メッキ業・金属表面処理業・ガソリンスタンド・自動車整備工場  
自動車小売業・営業用露天洗車場等  
}

- (6) 地下排水槽を新設するときは、第4章に基づき計算書を添付して計画確認申請書を提出してください。

## 5 排水設備等の計画確認申請書の提出に伴う注意事項

接続ます及び取付管について、次の事項に該当する場合は、排水設備計画確認を申請する前に、事前に各区土木事務所と協議してください。

- (1) 公道上の接続ますの改修が必要な場合
- (2) 既設の取付管の改修や管径不足の場合
- (3) 接続ますを公道上に設置する場合
- (4) 接続ます及び取付管を新設する場合

## 6 私道に下水道を敷設する場合の取扱い

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/data/book/suisen/pdf/suisentebiki3.pdf>)

私道の下水道は本来、私人がその費用を負担し、設置するものですが、本市では水洗化普及の促進を図るため、次の施策を展開しています。

- (1) 私道対策受託下水道工事
- (2) 共同排水設備工事助成制度

問い合わせ 環境創造局 管路保全課 (TEL) 671-2831  
各区土木事務所

## 第2節 排水設備等の工事完了手続等

### 1 排水設備等の工事完了届出書の添付書類

排水設備（水洗便所改造）工事完了届出書に添付する図書は、次のとおりです。

- (1) 計画確認申請書と同様の付近の見取図（案内図）
- (2) 原則として1/400以上の配置図（平面図）

### 2 排水設備等の工事完了届出書の提出先

計画確認申請書の提出先は、各区土木事務所です。

## 第3節 作成例

### 1 排水設備等の計画確認申請書の作成例

処理区域内で排水設備を設置する場合

第5号様式 ㊦

副所長	係長	担当者

### 排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 住所 横浜市中区港町1-1  
フリガナ ヨコハマ イチロウ  
 氏名 横浜 一郎 ㊦  
 (電話 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

排水設備の設置（水洗便所改造）について、横浜下水道条例（第14条第2項（第37条）で準用する）第4条に規定する確認を受けたいので、次のとおり申請します。

設置場所	横浜市中区山下町1番地	告示	〇〇年〇月〇日	
		排除方式	1. 分流 ㊦ 合流	
排水及び建物延べ面積	排水面積 150.5 m <sup>2</sup> ・ 建物延面積 60.5 m <sup>2</sup> ・ 敷地面積 150.5 m <sup>2</sup>			
設置区分	㊦ 排水設備 (新設) 増設、改 4 水洗便所新設 2 水洗便所改造 (助成金、貸付金、自費) 5 し尿浄化槽新設 3 し尿浄化槽廃止 (助成金、貸付金、自費) 6 除害施設その他 <small>(ディスプレイシステム・地下排水槽)</small>			
平均使用世帯及び人員等	平均使用 — 世帯 — 人	し尿浄化槽基 大便器 — 個	棟数 — 棟	
1日最大排出水量 (工場、事業所等の場合)	— m <sup>3</sup> /日 (従業員数 — 人)			
使用水の種類	水道水 地下水、その他 ( )	業種		
排水設備の内容	管径	管径	ます (内)	ます (内)
	10 cm 18.5 m	cm m	30 cm 2 個	cm 個
	cm m	cm m	36 cm 2 個	cm 個
	cm m	cm m	cm 個	cm 個
取付管の有無	㊦ ・ 無 受託 自費	工事期間	着手予定 〇〇年 〇月 〇日	完了予定 〇〇年 〇月 〇日
添付図書	㊦ 付近の見取図 ㊦ 配置図 ㊦ 縦断面図			
施工指定工事店	指定工事店番号 第 〇〇〇 号	排水設備 工事責任 技術者	設計担当	番号 〇〇〇〇 氏名 〇 〇 〇 〇
			施工管理 担当	番号 〇〇〇〇 氏名 〇 〇 〇 〇
	横浜市南区前里町〇〇〇番地 〇 〇 設備工業株式会社 代表者 〇 〇 〇 〇 (電 (ファクシミリ ) )			
備考				

1. 変更の場合は、備考欄に当初の確認申請受付番号及びその変更理由を記入してください。
2. この申請書は、正副2部提出してください。
3. 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
4. 受託の可否については、「取付管接続工事」の申請時に審査します。



処理区域内で水洗便所の新設に伴い排水設備を設置する場合

第5号様式 ㊦

副所長	係長	担当者

排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 住所 横浜市中区港町1-1  
フリガナ ヨコハマ イチロウ  
 氏名 横浜 一郎 ㊦  
 (電話 〇〇〇 - 〇〇〇〇)  
 (法人の場合は、名称・代表者の氏名)

排水設備の設置（水洗便所改造）について、横浜下水道条例（第14条第2項（第37条）で準用する）第4条に規定する確認を受けたいので、次のとおり申請します。

設 置 場 所	横浜市中区山下町1番地		告 示	〇〇年〇月〇日
			排除方式	1. 分流 ㊦ 合流
排水及び建物延べ面積	排水面積 150.5 m <sup>2</sup> ・ 建物延面積 60.5 m <sup>2</sup> ・ 敷地面積 150.5 m <sup>2</sup>			
設 置 区 分	1 排水設備（新設、増設、改 ㊦ 水洗便所新設 2 水洗便所改造（助成金、貸付金、自費） 5 し尿浄化槽新設 3 し尿浄化槽廃止（助成金、貸付金、自費） 6 除害施設その他 (ディスプレイシステム・地下排水槽)			
平均使用世帯及び人員等	平均使用 〃 世帯 〃 人	し尿浄化槽 〃 基 大便器 〃 個	棟数 〃 棟	
1日最大排出水量(工場、事業所等の場合)	〃 〃 m <sup>3</sup> /日 (従業員数 〃 〃 人)			
使用水の種類	水道水	地下水、その他( )	業 種	
排水設備の内容	管径	管径	ます(内)	ます(内)
	10 cm 18.5 m	cm m	30 cm 2 個	cm 個
	cm m	cm m	36 cm 2 個	cm 個
	cm m	cm m	cm 個	cm 個
取付管の有無	㊦・無 受託 自費	工事期間	着手予定 〇〇年 〇月 〇日	完了予定 〇〇年 〇月 〇日
添付図書	㊦ 付近の見取図 ㊦ 配置図 ㊦ 縦断面図			
施工指定工事店	指定工事店番号 第 〇〇〇 号	排水設備 工事責任 技術者	設計担当	番号 〇〇〇〇 氏名 〇 〇 〇 〇
			施工管理 担 当	番号 〇〇〇〇 氏名 〇 〇 〇 〇
	横浜市南区前里町〇〇〇番地 〇 〇 設備工業株式会社 (電 代表者 〇 〇 〇 〇 (ファクシミリ )			
備 考				

1. 変更の場合は、備考欄に当初の確認申請受付番号及びその変更理由を記入してください。
2. この申請書は、正副2部提出してください。
3. 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
4. 受託の可否については、「取付管接続工事」の申請時に審査します。

計画変更の場合

第5号様式 ㊦

副所長	係長	担当者

排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 住所 横浜市中区港町1-1  
フリガナ ヨコハマ イチロウ  
 氏名 横 浜 一 郎 ㊦  
 (電話 〇〇〇 - 〇〇〇〇)  
 (法人の場合は、名称・代表者の氏名)

排水設備の設置（水洗便所改造）について、横浜下水道条例（第14条第2項（第37条）で準用する）第4条に規定する確認を受けたいので、次のとおり申請します。

設 置 場 所	横浜市中区山下町1番地		告 示	〇〇年〇月〇日
			排除方式	1. 分流 ㊦ 合流
排水及び建物延べ面積	排水面積 150.5 m <sup>2</sup> ・ 建物延面積 60.5 m <sup>2</sup> ・ 敷地面積 150.5 m <sup>2</sup>			
設 置 区 分	1 排水設備（新設、増設、改 ㊦ 水洗便所新設 2 水洗便所改造（助成金、貸付金、自費）5 し尿浄化槽新設 3 し尿浄化槽廃止（助成金、貸付金、自費）6 除害施設その他 (ディスプレイシステム・地下排水槽)			
平均使用世帯及び人員等	平均使用 — 世帯 — 人	し尿浄化槽 — 基	棟数 — 棟	
1日最大排出水量(工場、事業所等の場合)	————— m <sup>3</sup> /日		(従業員数	————— 人)
使用水の種類	水道水	地下水、その他( )	業 種	
排水設備の内容	管径	管径	ます(内)	ます(内)
	10 cm 18.5 m	cm m	30 cm 2 個	cm 個
	cm m	cm m	36 cm 2 個	cm 個
	cm m	cm m	cm 個	cm 個
取付管の有無	㊦・無 受託 自費	工事期間	着手予定 〇〇年 〇月 〇日	完了予定 〇〇年 〇月 〇日
添付図書	㊦ 付近の見取図 ㊦ 配置図 ㊦ 縦断面図			
施工指定工事店	指定工事店番号 第 〇〇〇 号	排水設備 工事責任 技術者	設計担当	番号 〇〇〇〇 氏名 〇 〇 〇 〇
			施工管理 担 当	番号 〇〇〇〇 氏名 〇 〇 〇 〇
	横浜市南区前里町〇〇〇番地 〇 〇 設備工業株式会社 (電 代表者 〇 〇 〇 〇 (ファクシミリ )			
備 考				

1. 変更の場合は、備考欄に当初の確認申請受付番号及びその変更理由を記入してください。
2. この申請書は、正副2部提出してください。
3. 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
4. 受託の可否については、「取付管接続工事」の申請時に審査します。

## 2 排水設備等の工事完了届出書の作成例

工事が完了した場合

副所長	係長	担当者	検査	
			年 月 日	

排水設備（水洗便所改造）工事完了届出書

平成 年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者 住所  
氏名 ㊟  
(電話 )  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

排水設備（水洗便所改造）工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

設置場所	金 沢 区 六 浦 町 ○ ○ 番 地			
水道使用者番号 (水道局お客様番号)	□□	-	□□□□	- □□□□□□
設置区分	1 排水設備（新設、増設、改		4 水洗便所新設	
	2 水洗便所改造（助成金、貸付金、自費）		5 し尿浄化槽新設	
	③ し尿浄化槽廃止（助成金、貸付金、自費）		6 除害施設その他	
確認番号	第 1 2 3 号			
確認年月日	△△年 4 月 8 日			
工事完了年月日	△△年 4 月 30 日			
施工指定工事店	指定工事店番号 第 ○○○ 号 横浜市南区前里町○○○番地 ○○ 設備株式会社 代表取締役 ○○○○ (電話 ○○○ - ○○○)			
備				有
				設計変更 無
考				

- (注) 1. 水道使用者番号の欄は、設置区分の欄の2又は3に該当する場合のみ記入してください。  
2. 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。

### 3 説明書の作成例

第34号様式（第42条）

（表）  
説明書

年 月 日

説明者	住所又は所在地	横浜市南区前里町〇〇〇番地
	商号又は名称	〇〇設備工業株式会社
	代表者氏名	代表者 〇〇 〇〇 <span style="float: right;">(印)</span>
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇
	説明担当者氏名	〇〇 〇〇

設置区分 1, 3, 4, 6 の場合

設置区分 2 の場合

設置区分 5 の場合

- 排水設備の新設等の工事の申込み
- 処理区域内におけるくみ取便所の水洗便所への改造工事の申込み
- 下水を暗渠きよである一般下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠きよその他の排水施設の設置等を行う旨の申込みを受けたため、横浜市下水道条例第38条第2項の規定により、次の事項を説明します。

(1) 工事を開始する前に必要な手続（横浜市下水道条例第4条）

排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書（正副2部）を横浜市長（受付窓口は、工事を行う場所を所管する各区の土木事務所です。以下同じ。）に提出して、確認を受ける必要があります。横浜市長から副本の返却を受けたことを確認した後でなければ、排水設備指定工事店は、工事に着手することができません。

(2) 工事後に必要な手続（横浜市下水道条例第5条）

工事が完了した日から5日以内に、横浜市長に排水設備（水洗便所改造）工事完了届出書を提出してください。

((3)及び(4)は、排水設備の新設等の工事の申込み又は処理区域内におけるくみ取便所の水洗便所への改造工事の申込みを受けた場合に説明する事項です。)

(3) 公共下水道の使用開始等に必要な手続（横浜市下水道条例第17条第1項及び第2項）

工事により設置した排水設備又は水洗便所の使用を開始し、廃止し、中止し、又は現に中止しているその使用を再開するときは、遅滞なく、横浜市長に公共下水道使用開始（廃止・中止・再開）届出書を提出してください。

水道又は工業用水道の使用開始等の届出をしたときは、当該届出をもって、公共下水道使用開始（廃止・中止・再開）届出書を提出したとみなされますので、提出は不要です。

(4) 手続を怠った場合の罰則（横浜市下水道条例第45条第1号及び第2号並びに第46条）

(1)、(2)又は(3)のいずれかの手続を怠った場合には、5万円以下の過料に処されます。

また、(1)、(2)又は(3)のいずれかの手続を怠り、詐欺その他不正の行為により下水道使用料の徴収を免れた場合には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処せられます。

（注意） 該当する□にレ印を記入してください。

(裏)

【横浜市下水道条例（抜粋）】

（排水設備の計画の確認）

第4条 排水設備の新設等を行なおうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて確認の申請書を提出して市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（排水設備の工事の完了の届出）

第5条 排水設備の新設等を行なった者は、規則で定めるところにより、その工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（水洗便所）

第14条 し尿を公共下水道に排除するときは、市長が特別に理由があると認める場合を除くほか、水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下この条において同じ。）によらなければならない。ただし、し尿を処理区域以外の排水区域の公共下水道に排除するときは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条に規定するし尿浄化槽<sup>そう</sup>を設けなければならない。

2 第4条及び第5条の規定は、処理区域内においてくみ取便所を水洗便所に改造する場合に準用する。

（使用開始等の届出等）

第17条 水道、工業用水道、井戸水、湧水、雨水等に係る下水を排除しての公共下水道の使用を開始し、廃止し、中止し、又は現に中止しているその使用を再開しようとする者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する者が、横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）又は横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号）の規定に基づき横浜市水道事業管理者に水道又は工業用水道の使用開始等の届出をしたときは、当該届出をもって前項の届出があったものとみなす。ただし、前項の規定により届け出る事項に水道又は工業用水道に係る下水以外の下水に関する事項が含まれる場合は、この限りでない。

第45条 次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第4条（第14条第2項で準用する場合を含む。）の規定による確認を受けずに排水設備の新設等を行なった者
- (2) 第5条（第7条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）、第7条第1項、第9条第2項、第17条第1項又は第21条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第46条 詐欺その他不正の行為により下水道使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

【横浜市下水道条例施行規則（抜粋）】

（排水設備の計画の確認の申請書等）

第8条 条例第4条（条例第14条第2項及び第37条で準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請書は、排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書（第5号様式）とし、正副2部提出しなければならない。

（排水設備の工事の完了届）

第9条 条例第5条（条例第14条第2項及び第37条で準用する場合を含む。）の規定による届出は、排水設備（水洗便所改造）工事完了届出書（第6号様式）によってしなければならない。

（使用開始等の届出）

第19条 条例第17条第1項の規定による届出は、公共下水道使用開始（廃止・中止・再開）届出書（第19号様式）によってしなければならない。

## 4 説明報告書の作成例

第 35 号様式（第 42 条）

説明報告書

年 月 日

(報告先)

横浜市長

報告者	住所又は所在地	横浜市南区前里町〇〇〇番地
	商号又は名称	〇〇設備工業株式会社
	代表者氏名	代表者 〇〇 〇〇 ⑩
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇
	説明担当者氏名	〇〇 〇〇

### 設置区分 1, 3, 4, 6 の場合

- 排水設備の新設等の工事について説明をした場合

私は、横浜市下水道条例第 38 条第 2 項の規定により、説明書（横浜市下水道条例施行規則第 34 号様式）を交付して説明を行いましたので、その旨を報告します。

### 設置区分 2 の場合

- 処理区域内におけるくみ取便所の水洗便所への改造工事について説明をした場合

私は、横浜市下水道条例第 38 条第 2 項の規定により、説明書（横浜市下水道条例施行規則第 34 号様式）を交付して説明を行いましたので、その旨を報告します。

### 設置区分 5 の場合

- 下水を暗渠<sup>きよ</sup>である一般下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠<sup>きよ</sup>その他の排水施設の設置等について説明をした場合

私は、横浜市下水道条例第 37 条において準用する同条例第 38 条第 2 項の規定により、説明書（横浜市下水道条例施行規則第 34 号様式）を交付して説明を行いましたので、その旨を報告します。

説明書の交付及び説明を受けたことに対する確認欄

工事の申込みをした者 住所又は所在地 横浜市中区港町 1-1  
氏名又は名称 横浜 一郎 ⑩

私は、 年 月 日、報告者より、上記の報告の内容のとおり、説明書の交付及び説明を受けました。

- (注意) 1 該当する□にレ印を記入してください。  
2 確認欄の押印は、署名することにより省略することができます。

5 排水設備(水洗便所)計画確認申請を取り下げる場合の作成例

排水設備(水洗便所)計画確認申請取下げ届

平成 年 月 日

横浜市長

住所

申請者

印

氏名

TEL

「排水設備(水洗便所改造)計画確認申請書」を取り下げたいので、  
次のとおり届け出ます。

1 確認番号 ○○土第○○○○号

2 確認年月日 平成○○年○○月○○日

3 施工場所 ○○区○○○○丁目○○番地

4 理由

(例)

建築計画の変更に伴い排管経路の変更が発生したため

5 施工状況

※未着手の場合

未着手と記載

※着手済の場合

出来高及びその措置を記載

6 添付図書

① 排水設備(水洗便所改造)計画確認申請書(副)

(確認印押印済みのもの)